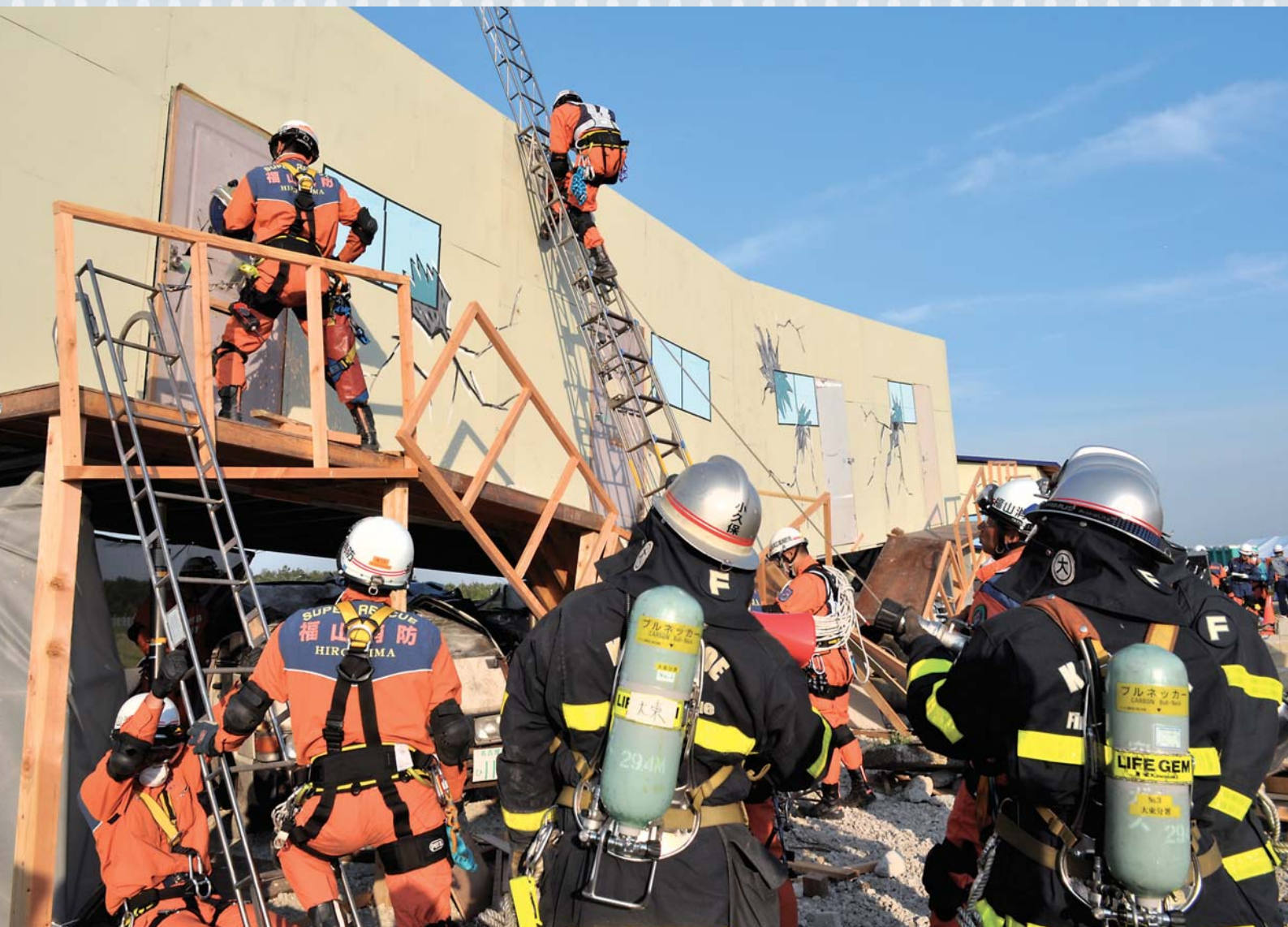


# 消防の動き



2010  
7  
No.472

- 災害時におけるツイッターの活用を開始  
～「災害情報タイムライン」スタート～
- 住警器Now!～第1回～  
婦人(女性)防火クラブによる  
町内全体を対象とした共同購入活動(岩手県矢巾町)



FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency





# 消防団員 募集



街を守る。  
安心をつくる。

消防団ホームページもご覧ください。

消防団

検索

私が消防団に  
一日入団した体験は  
消防庁のサイトで  
見ることができます!

星野真里

消防団員募集の手続き等については、各市町村等で定められていますので、居住地(あるいは勤務地)の市役所・町村役場、または最寄の消防署にお問い合わせください。

お問い合わせ先・電話番号

FDMA 総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



財団法人 消防科学総合センター



消防団協力事業所表示制度

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

消防団員入団促進啓発広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

# さいたま消防から 安心で安全に暮らせる都市を目指して



さいたま市消防局長 **大木 充生**

さいたま市は、平成13年5月1日に旧浦和・大宮・与野の3市合併により誕生し、平成15年4月1日に全国で13番目の政令指定都市へと移行し、平成17年4月1日には旧岩槻市との合併を経て、10行政区と人口122万人を擁する都市となりました。

当消防局では、市民が安心で安全に暮らせる災害に強い都市づくりを目指すため、必要な環境整備として、「消防力の強化」、「火災予防の推進」、「救急体制の充実」を重点項目に掲げ、消防行政施策に取り組んでいます。

まず、「消防力の強化」については、消防署・所が災害時の活動拠点となることから、消防施設を計画的に整備しており、耐震基準を満たした庁舎への建替え等により、消防の機動力を向上させています。また、新たに建築する庁舎にあっては、緑化推進や雨水利用に努めるとともに、太陽光発電システムの導入により地球温暖化対策などの環境面に配慮した庁舎としています。

次に、「火災予防の推進」については、住宅火災及び住宅火災による死傷者数の増加が懸念されるなか、当消防局においては、平成21年6月からすべての住宅に住宅用火災警報器設置の義務付けを規定し、住宅火災による死傷者の減少を図ることを目的に全世帯への設置に向け普及啓発に努めているところです。また、住宅防火対策を積極的に実施する一つの方策として、「住宅防火モデル地区指定事業」を実施しています。この事業は、自治会の協力を得て毎年1行政区1地区に対し集中的かつ効果的な防火対策を展開させ、火災による死傷者の減少及び被害の軽減、並びに地域住民に対する防火意識の高揚を図っています。

さらに、「救急体制の充実」については、市民に的確な救急サービスを提供するため、救急活動に必要な資器材を確保するとともに救命率の一層の向上を図るため、市民に対する応急手当の普及啓発を推進しています。また、高齢化の進展や住民意識の変化に伴い増加傾向にある救急需要に対する総合的な対策を講じるため、平成18年4月に医師、市民、行政の各委員で組織された「さいたま市救急需要対策懇話会」を設置、救急需要の課題及び対策を検討し、平成18年12月に「救急需要に関する取り組み提言書」として市長に答申しました。この提言書に基づき平成19年3月には医師、市民、行政の各委員で組織された「さいたま市救急需要対策行動計画策定委員会」を設置、さらには、平成19年12月に「救急需要対策行動計画」を策定し、広報活動、病院との連携に関する調整会議等計画に基づいた救急需要対策を積極的に推進しています。

消防行政を取り巻く環境は、近年著しく変化しており、災害の規模は大規模化・多様化する傾向にあるとともに、市民の安心・安全に対するニーズもより一層高まっています。122万人市民の安心・安全を確保し、また、消防に寄せる市民からの期待に確実に応えるため、当消防局においても、あらゆる消防行政施策を効果的に推進し、消防サービスの更なる向上に努めています。

当市は、来年度、市政誕生から10周年を迎え、その記念すべき節目の年に「第40回全国消防救助技術大会」が開催されることとなりました。二回の合併から得た様々な経験を活かし市政誕生10周年を更なる飛躍の年として安心で安全に暮らせるさいたま市を目指し、今後も職員が一丸となり、職務に邁進していく所存です。





## 災害時におけるツイッターの活用を開始 ～「災害情報タイムライン」スタート～

防災課

消防庁では平成22年5月18日より、災害時の双方向の情報発信手段としてツイッターの活用を開始しました。

ツイッター (Twitter) とは、利用者がインターネット上で140文字以内の短文を発信する簡易投稿サイトのことで、ここ1、2年で急速に普及が進んでいます。利用者がツイッター上で文章を発信する (つぶやく) と、その内容を他のツイッター利用者がすぐに読むことができ、時にはそのつぶやきに対する感想などがつぶやかれます。

図1が消防庁ツイッターの画面イメージです。消防庁ツイッターの概要は以下のとおりです。

アカウント名：FDMA\_JAPAN (すべて大文字)  
アドレス：https://twitter.com/FDMA\_JAPAN  
名称：災害情報タイムライン

消防庁からのつぶやきは、上記のアドレスに直接アクセスすると読むことができるほか、消防庁の投稿を「フォロー」することによって、ツイッターを利用される皆様の専用サイト (ホーム) のタイムラインにも表示されるようになります。

### 1 消防庁ツイッター「災害情報タイムライン」の概要

### 2 「災害情報タイムライン」の運用について



図1 消防庁ツイッター「災害情報タイムライン」(イメージ)  
https://twitter.com/FDMA\_JAPAN  
赤枠が「認証済みアカウント」マーク

消防庁ではこの「災害情報タイムライン」を以下のような形で活用していきます (図2)。

#### 〈災害時〉

- ・大規模災害時 (震度5強以上の地震の場合などを想定)、消防庁が取りまとめている被害情報を発信します。
- ・利用者から寄せられた災害情報のうち、地元消防等からの報告にはない重要なものがあれば、事実関係を確認します。
- ・災害に関し誤った情報が広まるなど、特に必要があると思われる場合には、正確な情報を消防庁が発信します。

#### 〈平常時〉

- ・消防庁からの報道提供資料等の内容や、消防・防災に関する情報を発信します。

なお、原則として利用者のつぶやきに対する個々の対応は行いません。

また、消防庁ツイッター「災害情報タイムライン」は119番通報に代わるものではありませんので、火災や事故などを発見した場合は119番通報をお願いします。

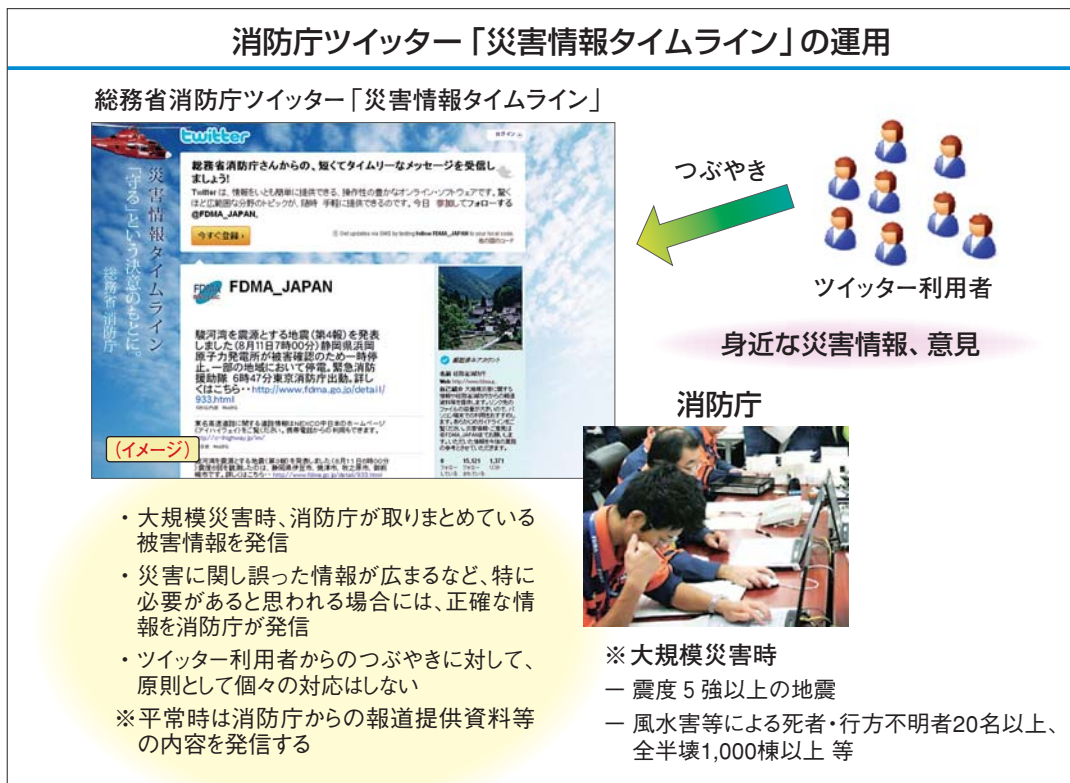


図2 消防庁ツイッター「災害情報タイムライン」の運用

### 3 なりすまし対策

ツイッターでは、本人のふりをして情報を発信するいわゆる「なりすまし」が問題となっていますが、消防庁ではなりすまし対策として、米国ツイッター社の認証済みアカウントマークを国内の行政機関として初めて取得しました。「災害情報タイムライン」の画面の右側にある「認証済みアカウント」というマークが目印です。

お使いのブラウザに前記のアドレスを直接入力するか、消防庁のホームページ上に掲載されているツイッターへのリンクをクリックすると、「認証済みアカウント」マークが入った本物の消防庁ツイッター「災害情報タイムライン」にアクセスすることができます。

### 4 「つぶやく」ボタンの設置

消防庁ツイッター「災害情報タイムライン」の活用開始に合わせて、消防庁ホームページの災害情報などに新たに「つぶやく」ボタンを設置しました(図3)。「つぶやく」ボタンをクリックすると、ツイッターを利用される皆様の専用サイト(ホーム)につぶやきの文章が自動で表示されるので、消防庁の災害情報について手軽につぶやくことができます。

皆様も総務省消防庁のツイッターにアクセスしてみてください。



図3 「つぶやく」ボタンの活用



## 住警器Now!～第1回～ 婦人(女性)防火クラブによる 町内全体を対象とした共同購入活動 (岩手県矢巾町)

予防課

・消防庁では、平成21年度に「住宅用火災警報器の地域での普及活動展開手法の検討事業」を実施し、地域において住宅用火災警報器の普及に効果を挙げている「共同購入」の先進的事例等について、成功に繋がった活動や改善すべき点など具体的な経験に基づくポイント等を関係者からヒアリング等を行い調査しました。そして、当該事業の成果について、各地域における取組の参考となるよう、「地域における住宅用火災警報器共同購入等ノウハウ集」として取りまとめました。今月号から来年6月の住宅用火災警報器の全国的な義務化に向けて、消防本部等の参考としてもらうため、収集した事例を紹介していきます(8月号からは新コーナー『住警器Now!』を設けて連載します)。第1回目は、岩手県矢巾町(取組主体:矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会)の婦人(女性)防火クラブによる共同購入活動事例です。

### ～イントロダクション～

- 消防署の職員数が少ない自治体においては、職員が火災予防活動や住警器の普及活動にあてられる労力が限られていることが課題となっています。
- 本事例は、地域の婦人防火クラブ連絡協議会が中心となって、啓発活動や共同購入事業を推進した事例です。

### (1) 地域・取組主体の概要

矢巾町は県庁所在地である盛岡市に隣接している。旧来は戸建ての持ち家を中心とした構成であったが、盛岡市のベッドタウンとしての性格や、医科大及び病院の移転に伴う移転も多く、近年人口が増加しており、現在は約9,000世帯となっている。

平成5年4月に結成された矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会は、町内のコミュニティ(全40地区)で結成されている28地区の婦人防火クラブの連絡協議会で、各防火クラブは全戸加入を基本としている。

### (2) 共同購入の取組概要

町内全体を対象とした2回の共同購入を実施し、約1,700世帯が参加した。

取組主体	矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会
人数等	約6,500人
消防署等	盛岡南消防署 矢巾分署
職員数	21人
地域	岩手県矢巾町
人口/世帯数	27,185人/8,365世帯
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報・周知 (テレビ・ラジオ等、新聞・広報誌等、掲示物・配布物、アンケート・回覧、戸別訪問)</li> <li>● 共同購入</li> <li>● 購入補助 (現物支給等、一部世帯向け補助)</li> <li>● 設置支援</li> <li>● 設置確認 (戸別訪問、設置済ステッカー)</li> </ul>

(普及期)

平成19年8月 設置促進活動実施の決定

工夫点

- ①他の地域での事例や制度についての情報収集
- ②消防署と婦人防火クラブの協力

(展開期)

平成20年1月 1回目の共同購入事業の開始  
 平成20年10月 2回目の共同購入事業を実施

工夫点

- ③様々な広報手段の利用、説明用ツールの作成
- ④戸別訪問時の他団体との協力、工夫
- ⑤共同購入による住警器の安価な提供
- ⑥取付支援の実施





### (3) 工夫点の紹介

#### 工夫点①：他の地域での事例や制度についての情報収集

##### ●実施内容

岩手県全体の婦人防火クラブの会合において、他の自治体が先行して共同購入事業を実施していることを知り、矢巾町でも実施しようと考えた。

また財団法人日本防火協会の「住宅用火災警報器設置促進活動等支援助成金」制度があることを知り、交付を受け、同助成金を広報活動等に活用して事業を開始した。

##### ●ポイント

婦人防火クラブにおける日常の活動や情報収集を活発に行っていることが、早くからの取組や助成金活用に繋がっている。

#### 工夫点②：消防署と婦人防火クラブの協力

##### ●実施内容

矢巾分署の職員数は21名、3交代で救急・消防及び火災予防の業務に当たっており、住警器普及活動にはなかなか手がまわらない。そこで、婦人防火クラブが主体的に普及活動や共同購入の実施に当たった。分署に事務局を置き、助言や連絡先（協議会電話番号が署内であるため）として機能した。

##### ●ポイント

職員数が少ない消防本部や分署における普及活動では、消防団や婦人防火クラブなどの地元の組織の活動及び署との協力関係が重要である。

#### 工夫点③：様々な広報手段の利用、説明用ツールの作成

##### ●実施内容

住警器の設置義務や共同購入のお知らせは、町の広報（広報やはば）や岩手日報（新聞）のホームページ、有線放送（各家庭の電話に附設したスピーカーを用いた町内放送）による1日3回のお知らせなどのメディアを使用したもの、看板やのぼり、消防車や救急車に貼るマグネットシートなどの掲示物による広報手段を用いた。町の産業まつり（秋）や火災予防運動において、パネル設置や風船・ティッシュ等の配付も行った。

その他、自治会等での説明会や戸別訪問用のリーフレットの作成を行った。また、活動が岩手日報、岩手日日新聞などの地域版で紹介されたことも周知のきっかけとなった。

##### ●ポイント

限られた予算の中で工夫をして、様々な手段を用いて広報活動を行っている。

#### 工夫点④：戸別訪問時の他団体との協力、工夫

##### ●実施内容

戸別訪問時には、婦人防火クラブ員は制服である半てんを着用した。

また、クラブの無い地区、高齢者・身障者宅などを訪問する際には、町会長や民生委員などの同行もお願いした。

##### ●ポイント

一般に、戸別訪問時には訪問販売業者等と間違えられることが懸念されているが、半てんの着用や地域の町会長や民生委員が同行することにより、そういった障がいを取り除いている。

#### 工夫点⑤：共同購入による住警器の安価な提供

##### ●実施内容

町内外の販売業者に、価格、納品のスピード、アフターサービス等の観点も加えて入札してもらい、1社に絞り込んだ。あくまでも共同購入の斡旋であり、購入先については自治会や世帯で選定できるように柔軟に対応した。

##### ●ポイント

結果として町外の業者となったが、当時の市場価格より安価での購入が可能となった。

#### 工夫点⑥：取付支援の実施

##### ●実施内容

高齢者等については、消防団員等による無償取付支援を行った。また、業者による取付けを希望する世帯については、1個500円で実施した。

##### ●ポイント

購入の際のパンフレットにあらかじめ「高齢者・身障者宅などは無償設置する」ことを記載し、自治会役員や民生委員からも声かけを行った。設置の際には、消防団の協力のもと、自治会役員や民生委員が立ち会って実施した。

業者依頼する場合の価格も一律とするようあらかじめ協議し、パンフレットに記載した。

#### 工夫点⑦：取付確認の実施（予定）

##### ●実施内容

現在進行中の取組であるが、設置済シールを全戸分準備した。婦人防火クラブの各地区の委員による全戸訪問により、設置状況を確認していく。同時に、改めて購入したいものについても取りまとめを行う。訪問結果は、地区ごとの住宅地図に色塗りしてわかりやすく取りまとめている。町全体での集計も実施している。



●ポイント

共同購入以外で購入した世帯についても、全戸訪問・設置済シールを配付することにより、町全体の設置率を確認することが可能である。

(4) その他のポイント等

●苦勞した点

購入先が町外の業者となってしまったため町内の業者を優先したいとの声もあった点や、婦人防火クラブの無い地区での活動などが挙げられる。

また、委員の任期が地区ごとに異なり、丁度この活動の時期に委員になった人には過大な負担がかかっているとのこと。地区により戸数が50戸～500戸と大きく異なり、集金・配付や設置確認などの全戸訪問に係る負担にも違いがある。

(5) 今後の取組予定

●賃貸物件対策

署が中心となって実施していく予定。方法としては、管理会社に問い合わせを行い、設置の有無を確認し、オーナーと協議の上設置してもらうことを想定している。

●高齢者等への対策

平成22年度に町で予算が確保できたことと、財団法人日本防火協会からの実物支給の支援が受けられたことから、高齢者・身障者宅への無償設置用に数百個分を確保している。

(6) 活動において作成された資料等



婦人防火クラブ作成のパネル



救急車両添付のマグネットシート



説明用のパネル1



説明用のパネル2

次回は、賃貸物件を管理している不動産業者の協同組合が積極的に共同購入を推進し、設置数を大きく伸ばした事例「賃貸住宅への住宅用火災警報器普及促進活動（取組主体：千葉市宅地建物取引業協同組合）」を紹介します。

なお、本ノウハウ集は消防庁ホームページ（住宅防火情報）でもご覧いただけますので、参考としてください。

〈リンク先〉 <http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>



## 消防救急無線のデジタル方式への移行過程における広域応援時の通信手段確保に関する検討会報告書の概要

防災情報室

### 1 はじめに

消防庁では、平成21年12月から平成22年3月にかけて「消防救急無線のデジタル方式への移行過程における広域応援時の通信手段確保に関する検討会」（座長：小菅敏夫・電気通信大学名誉教授、デジタルハリウッド大学教授）を開催し、消防救急無線のデジタル方式への移行過程における広域応援時に、応援隊と被災地本部間、応援隊内部で連絡を適切に行うための対応策（いつからいつまでの間、誰が、具体的にどの設備を対象に、どのような対応策を実施すべきか等）について検討を行いました。

この度、検討会において報告書が取りまとめられましたので、その概要を紹介いたします。

### 2 検討の背景

現在、主に運用されているアナログ方式（150MHz帯）

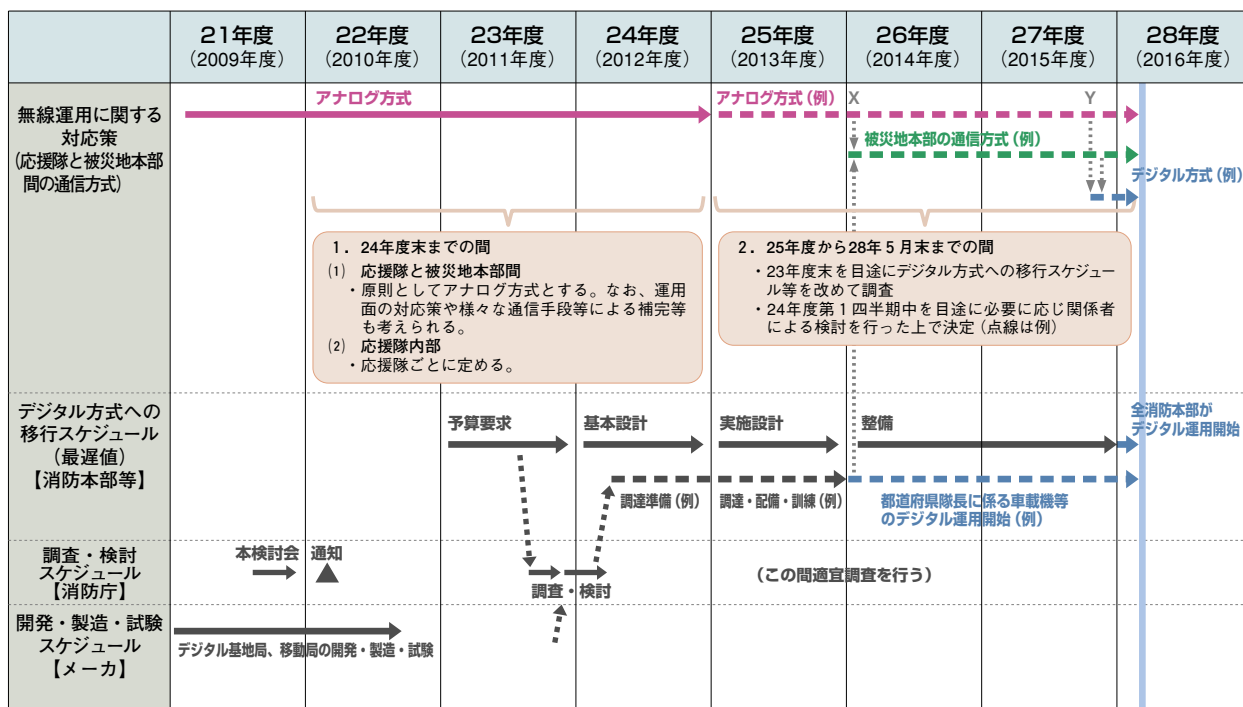
の消防救急無線（以下「消防救急アナログ無線」という。）については、平成28年5月31日までに、デジタル方式（260MHz帯）の消防救急無線（以下「消防救急デジタル無線」という。）に移行する必要があります。

消防救急デジタル無線は、平成28年5月31日までの間で、既存設備の更改時期等を踏まえた最適な時期に整備することとされているため、各消防本部で整備時期が異なります。このため、全消防本部の消防救急アナログ無線がデジタル方式に移行するまでの間（以下「デジタル方式への移行過程」という。）、全国において、消防救急アナログ無線を運用する消防本部（以下「アナログ本部」という。）と消防救急デジタル無線を運用する消防本部（以下「デジタル本部」という。）が混在します。

アナログ方式とデジタル方式は（周波数帯に関わらず）通信方式が一致せず通信が不可能であることから、アナログ本部とデジタル本部は通信不可能です。このため、デジタル方式への移行過程における消防組織法第39条の規定による市町村の消防の相互応援及び同法第44条の規定による消防の応援等（以下「広域応援」という。）時に、応援隊を構成する消防本部（以下「応援隊本部」という。）（移動局）と被災地を管轄する消防本部（以下「被災地本部」という。）（基地局及び移動局）との間及び応援隊本部同士の間（移動局間）で、無線運用に支障を来すおそれがあります。

このため、デジタル方式への移行過程における広域応援時に、応援隊と被災地本部間及び応援隊本部同士の間で連絡を適切に行うには、アナログ本部とデジタル本部の通信方式を一致させるため、一定の対応策が必要です。

図1 デジタル方式への移行スケジュール等を考慮した対応策



## 3 検討の視点

「全消防本部の消防救急アナログ無線がデジタル方式に移行するまでの間、全消防本部が、一定範囲のアナログ方式の設備(基地局及び移動局)を維持・併用する」対応策(例)は、その範囲によっては負担が大きくなると考えられること、アナログ方式の設備がその耐用期限を迎えれば維持できなくなる等が想定されます。

これを踏まえ、以下の視点に留意しつつ検討を行うこととされました。

- 広域応援時の通信手段確保、運用面の制約への配慮
- 費用面の負担への配慮
- デジタル方式への円滑な移行支援(同一消防本部内の移行計画及び同一都道府県内等の相互応援対策との整合性を含む)

なお、消防救急無線設備の維持や整備によらない運用面の対応策、他の通信手段等(衛星携帯電話、接続アダプタ等)による補完等も考慮されました。

## 4 検討結果の概要

デジタル方式への移行スケジュール等を考慮した対応策の概要は、以下のとおりです(前ページ図1参照)。詳細は、下記5及び消防庁ホームページ掲載の報告書をご参照ください。

〈リンク先〉 [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220527\\_1houdou/01\\_houdoushiryu.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220527_1houdou/01_houdoushiryu.pdf)

- (1) 平成24年度末までの間における対応策
  - ・多くの消防本部は未だデジタル方式への移行に向けた設計・整備作業中のため、応援隊と被災地本部間は、原則としてアナログ方式とする。なお、連絡員の派遣や衛星携帯電話の活用等、運用面の対応策や様々な通信手段等による補完等を行うことも可能である。
  - ・応援隊内部の通信方式は、各応援隊において定める。
- (2) 平成25年度から平成28年5月31日までの間における対応策
  - ・全消防本部におけるデジタル方式への移行スケジュール等が確定的になるものと考えられる時期(平成23年度末を目途)に改めて全消防本部の状況を調査し、対応策を決定する(平成24年度第1四半期中を目途)。

## 5 検討結果

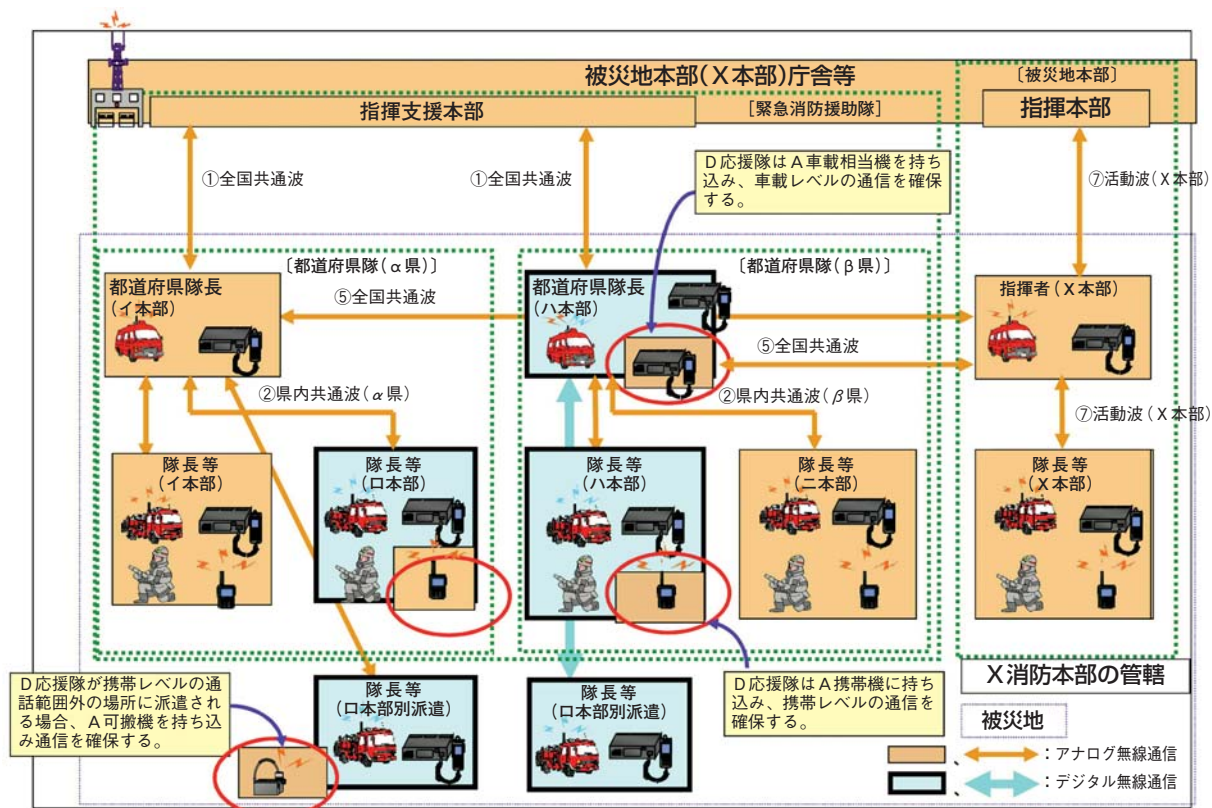
- (1) 平成24年度末までの間(図2～図4参照)

- ① 応援隊と被災地本部間

- ア 無線運用に関する対応策

消防救急無線の共通波(アナログ方式にあっては全国共通波及び県内共通波、デジタル方式にあっては

図2 無線設備の維持・整備等に関する対応策(被災地本部がアナログ方式の場合)





ては統制波及び主運用波)を運用する場合の通信方式は、別途、通信当事者間の合意が存する場合を除き、原則としてアナログ方式とする。

なお、応援隊(緊急消防援助隊にあっては都道府県隊。以下同じ。)と被災地本部間の通信方式を一致させるまでもなく、運用面の対応策(被災地本部が応援隊へ無線機を所持する連絡員の派遣を行った場合は、当該連絡員を經由して連絡を行う等)を実施することも可能である。また、消防救急無線以外の様々な通信手段等(衛星携帯電話、接続アダプタ等)による補完等を行うことも可能である。

### イ 無線設備の維持・整備等に関する対応策

上記①アの無線

運用に関する対応策を実施可能とするため、各消防本部は、原則として以下の無線設備又はこれらと同等の無線設備を維持・整備・貸借等する。

#### (ア) 受援時のための対応策

各消防本部は、受援時に運用するアナログ基地局<sup>(注1)</sup>、指揮者に係るアナログ携帯機を維持・貸借等する。なお、アナログ共通波基地局を簡易型基地局又は車載機により代替する消防本部は、広域応援活動が円滑に行われるようにするため、その旨を都道府県及び消防庁を經由して全都道府県及び全消防本部に周知する。

#### (イ) 応援時のための対応策

応援隊を構成する消防本部は、応援隊長(緊急消防援助隊にあっては都道府県隊長。以下同

図3 無線運用に関する対応策一覧(例)(I~IVは図4に対応)

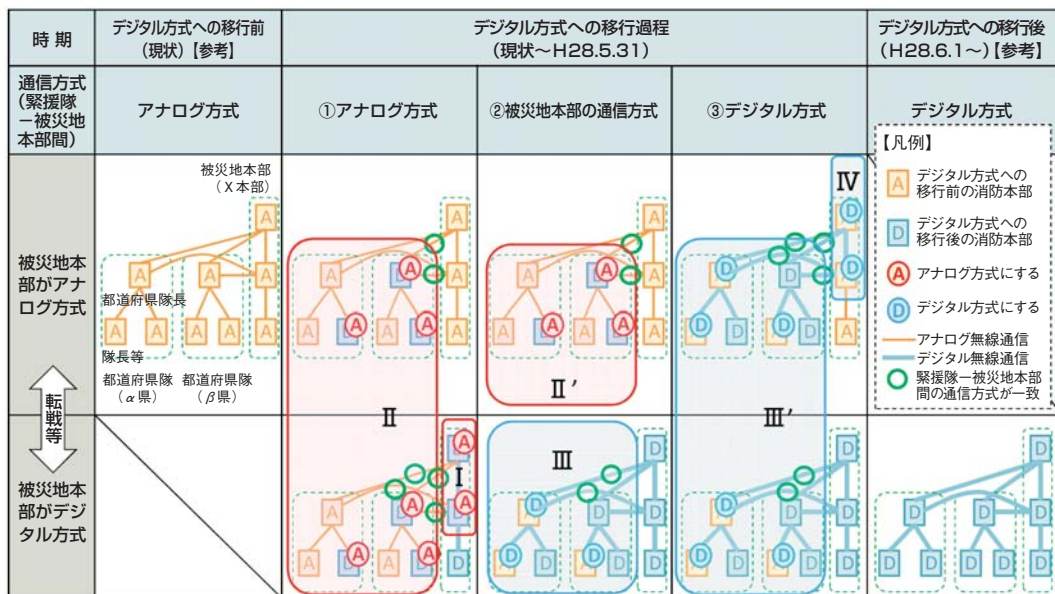


図4 無線設備の維持・整備等に関する対応策(I~IVは図3に対応)

通信方式 (緊急隊-被災地本部間)	①アナログ方式		②被災地本部の通信方式		③デジタル方式		④A/D変換方式
	A本部	D本部	A本部	D本部	A本部	D本部	A本部/D本部
受援時	指揮本部及び指揮支援本部	A基地局 (A簡易型基地局の使用、A車載機の代替使用を含む) (注1)			D基地局 (D簡易型基地局の使用、D車載機の代替使用を含む) (注1)		A/D変換装置
	指揮者	A携帯機 I			D携帯機 IV		
	隊長等						
応援時	都道府県隊長	A車載機 (注2) II	D車載機 (注2) III	A車載機 (注2) II'	D車載機 (注2) III'		
	隊長等	A携帯機 (注3)	D携帯機	A携帯機 (注3) II'	D携帯機 (注3) III'		

じ。)に係るアナログ車載機<sup>(注2)</sup>を維持・貸借等する。

#### ② 応援隊内部

##### ア 無線運用に関する対応策

応援隊内部の通信方式は、各応援隊において定める。

##### イ 無線設備の維持・整備・貸借等に関する対応策

上記②アの無線運用に関する対応策を実施するため、応援隊を構成する各消防本部は、上記②アに必要な無線設備を維持・整備・貸借等する(例えば、応援隊長から応援隊内部への同報性の確保、応援隊を構成する消防本部のアナログ無線機及びデジタル無線機等の保有状況を踏まえ、隊長等に係るアナログ携帯機<sup>(注3)</sup>を維持・貸借等すること

が考えられる。)

(2) 平成25年度から平成28年5月31日までの間  
平成25年度から平成28年5月31日のデジタル方式への完全移行までの間における対応策は、平成23年度末を目途に消防庁において全消防本部におけるデジタル方式への移行スケジュール等を改めて調査し、平成24年度第1四半期中を目途に必要な応じ関係者による検討を行った上で、応援隊と被災地本部間の対応策(平成25年度以降もアナログ方式を継続するか、平成25年度から平成28年5月31日までの間のある時点において被災地本部の通信方式(被災地本部がアナログ本部の場合はアナログ方式、被災地本部がデジタル本部の場合はデジタル方式)に切り替えるか)を決定する。

なお、上述の調査結果又は遅くとも平成25年度末までの再調査結果によっては、広域応援時の通信手段確保の円滑化、全国の消防本部等における費用負担低減の観点から、必要に応じアナログ本部に対して、平成28年5月31日までの一定の時点までに、デジタル簡易型基地局<sup>(注1)</sup>、指揮者に係るデジタル携帯機、応援隊長に係るデジタル車載機<sup>(注2)</sup>及び隊長等に係るデジタル携帯機<sup>(注3)</sup>の先行整備を求め、デジタル方式に先行的に移行することを検討する。

### (3) 実施期間

上記(1)及び上記(2)の対応策は、消防庁から各都道府県及び各消防本部あてに通知された日から平成28年5月31日までの間において実施する。

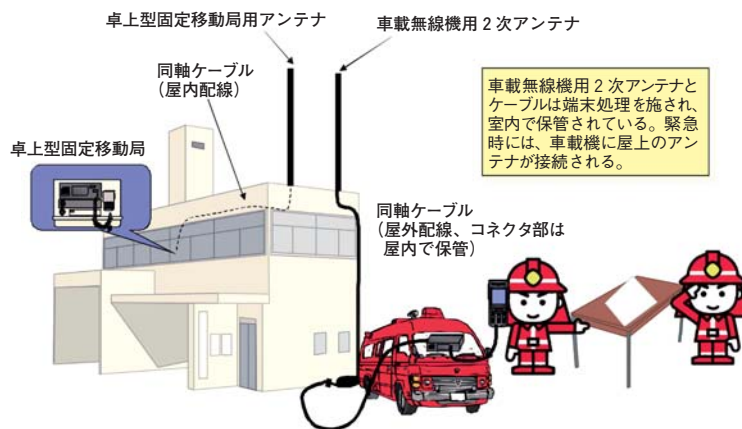
### (4) 見直し

上記(1)及び上記(2)の対応策は、上記(2)の平成24年度第1四半期中を目途とする決定を踏まえ見直すほか、各消防本部における消防救急デジタル無線への移行状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

注1：卓上型固定移動局無線装置（送信出力5W程度）又はそれと同等の無線設備（半固定無線機、車載機、可搬機を含む。）及び常設又は仮設空中線を活用した基地局（「簡易型基地局」という。図5参照）により代替することが考えられる。なお、無線運用に支障がない範囲で、車載機を代替として使用すること（必要に応じ複数の車載機により中継する方法を含む。）も考えられるが、その設置場所や通信距離には十分に留意する必要がある。

注2：これと同等の無線設備として、可搬機、A/Dデュアル機が考えられる。また、無線運用に支障がない範囲で、携帯機（送信出力5W程度）及びマグネットアンテナ等の空中線を使用することも考えられるが、その空中線利得や通信距離に

図5 簡易型基地局の運用イメージ



十分に留意する必要がある。

注3：応援隊長との距離が離れる場合は、車載機又はそれと同等の可搬機を使用することが考えられる。

## 6 おわりに

消防庁では、報告書を踏まえ、各都道府県及び各消防本部等に対応策に関する通知を発出するとともに、メーカ等の関係者に対しても必要な対応を依頼する予定です。

最後に、検討にご協力頂いた委員、オブザーバ、都道府県、消防本部等の関係者にこの場を借りて改めて御礼申し上げます。

### 消防救急無線のデジタル方式への移行過程における 広域応援時の通信手段確保に関する検討会委員

(敬称略・五十音順、平成22年3月31日現在)

#### (座長)

小菅 敏夫 電気通信大学名誉教授、デジタルハリウッド大学教授

#### (委員)

石井 千明 東京消防庁総務部情報通信課長  
大庭 誠司 総務省消防庁消防・救急課長  
小野寺俊男 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部消防救急課長  
窪田 修治 長野県危機管理部消防課長  
小松 直保 全国消防長会事業部長  
三道 清志 玉野市消防本部通信指令室室幹  
菅原 隆喜 神戸市消防局総務部庶務課長  
樽見 照夫 さいたま市消防局警防部指令課長  
土田 久好 北九州市消防局警防部警防課長  
長尾 一郎 総務省消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長  
西浦 敬 総務省消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室長  
初芝 泰雄 千葉市消防局警防部指令課長  
松浦 和夫 東京消防庁警防部警防課参事兼警防課長  
山口 久良 仙台市消防局警防部警防課長



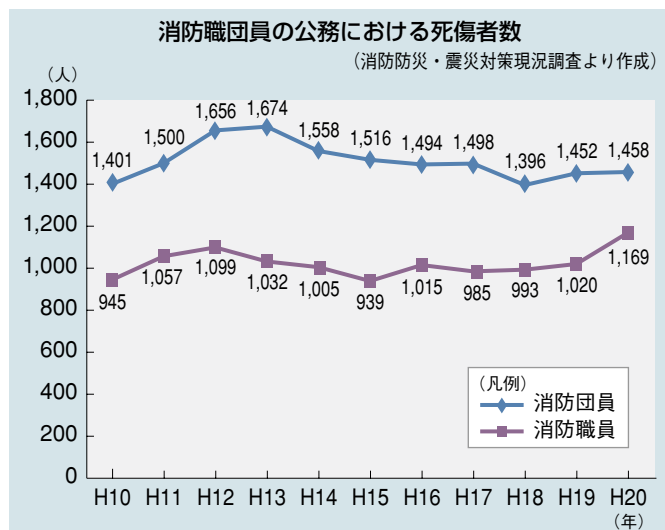
## 警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会の発足

消防・救急課

### 1 目的

消防の安全管理体制については、安全管理規程(案)、訓練時における安全管理マニュアル及び警防活動時における安全管理マニュアルを策定しているところですが、依然として消防職団員の死傷者数は減少していない状況です。

地域や各消防本部に応じた、より安全で効率的かつ効果的な警防活動及び訓練活動の実現を図ることを目的として、組織の安全管理体制のあり方や両安全管理マニュアルの検証を行うため、5月20日に第1回検討会を開催しました。



### 2 検討項目

検討会では、次の項目についての検討を行います。

- (1) 各消防本部における安全管理体制の構築・整備につ

いて

- (2) 警防活動時及び訓練時において職員等の安全を確保するための安全管理マニュアルのあり方及びその内容について

### 3 スケジュール

平成22年5月20日から平成24年3月までに合計7回程度開催を予定しています。

#### 警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会構成員

(五十音順、敬称略)

##### (座長)

田村 圭子 新潟大学危機管理室・災害復興科学センター兼務教授

##### (構成員)

秋山 昭二 財団法人日本消防協会業務部長  
 久保田幸雄 消防大学校教授  
 下條 哲義 峡北広域行政事務組合消防本部管理課長  
 清水 良弘 前橋市消防局警防課長  
 月成 幸治 北九州市消防局警防課長  
 内藤 恵 慶応義塾大学法学部教授  
 中村照世志 横須賀市消防局消防・救急課長  
 野原 辰雄 千葉市消防局警防課長  
 横島 和美 狭山市消防本部警防課長



第1回検討会の様子

## 「平成22年度 住宅防火対策推進 シンポジウム」 の開催について

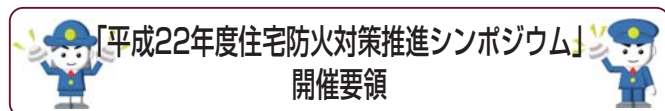
### 予防課

我が国の住宅火災における死者数は、平成15年以降連続して1,000人を超える高い水準で推移しています。このうち、65歳以上の高齢者が占める割合は約6割となっており、今後の高齢化の進展とともにさらに増加することが懸念される状況にあります。

このため、平成16年の消防法改正により、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器等(以下「住警器」という。)の設置及び維持が義務付けられたところ。既存住宅への住警器の設置及び維持の義務付けは、本年4月1日時点で全国の約5割の地域においては既に適用され、平成23年6月までにはすべての地域で適用されることとなります。

住警器の早期普及は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安心・安全を確保する上で極めて重要な課題であり、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、国民運動的に取り組む必要があります。

そこで、この時機を捉え、住警器の普及と住宅防火への意識啓発を図り、住宅防火対策の重要性を広く周知することを目的として、平成18年以降、全国各地でシンポジウムを開催しているところ。このたび「平成22年度住宅防火対策推進シンポジウム」を、以下のとおり開催することとしましたので、お知らせします。



### 1. 主催

総務省消防庁

### 2. 開催日時及び場所

- (1) 北海道会場 (平成22年10月29日(金))  
小樽市民センター  
(北海道小樽市色内2-13-5)

- (2) 福島県会場 (平成22年11月14日(日))  
鹿島生涯学習センターさくらホール  
(福島県南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1)
- (3) 愛媛県会場 (平成22年11月27日(土))  
松山市総合コミュニティセンター  
(愛媛県松山市湊町7-5)
- (4) 鹿児島県会場 (平成22年12月18日(土))  
鹿児島県庁  
(鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1)
- (5) 沖縄県会場 (平成22年12月22日(水))  
沖縄コンベンションセンター  
(沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1)
- (6) 兵庫県会場 (平成23年1月28日(金))  
ベルディーホール  
(兵庫県多可郡多可町中区中村町135)
- (7) 栃木県会場 (平成23年2月1日(火))  
栃木県総合文化センター  
(栃木県宇都宮市本町1-8)
- (8) 佐賀県会場 (平成23年2月13日(日))  
伊万里市民センター文化ホール  
(佐賀県伊万里市松島町391-1)
- (9) 大分県会場 (平成23年3月3日(木))  
コンバルホール  
(大分県大分市府内町1-5-38)
- (10) 大阪府会場 (平成23年3月13日(日))  
箕面市立メイプルホール  
(大阪府箕面市箕面5-11-23)

※住宅防火対策推進協議会でも同様のシンポジウムを以下のとおり開催します(後援:総務省消防庁)。

- (1) 山形県会場 (平成22年7月7日(水))  
山形国際交流プラザ山形ビッグウイング  
(山形県山形市平久保100)
- (2) 高知県会場 (平成22年7月13日(火))  
高知市文化プラザかるぼーと  
(高知県高知市九反田2-1)
- (3) 静岡県会場 (平成22年8月12日(木))  
静岡県コンベンションアーツセンター  
(静岡県静岡市駿河区池田79-4)
- (4) 神奈川県会場 (平成22年8月19日(木))  
杜のホールはしもと  
(神奈川県相模原市緑区橋本3-28-1)
- (5) 北海道会場 (平成22年8月25日(水))  
釧路市民文化会館



(北海道釧路市治水町12-10)

(6) 徳島県会場 (平成22年9月3日(金))

徳島グランヴィリオホテル

(徳島県徳島市万代町3-5-1)

(7) 島根県会場 (平成22年9月19日(日))

島根県芸術文化センターグラントワ

(島根県益田市有明町5-15)

(8) 滋賀県会場 (平成22年10月16日(土))

ひこね市文化プラザ

(滋賀県彦根市野瀬町187-4)

※開催時間は現在調整中ですが、各会場とも午後1:00~2:00

の間に開演し、2時間半後に閉演の予定です。

※愛媛県会場は午前中の開催となります。

### 3. 内容

学識経験者等による基調講演、地域住民と行政それぞれ

れの住宅防火活動の関係者によるパネルディスカッションを行い、消防団や婦人(女性)防火クラブ員等の住宅防火活動のリーダーとなる方に有効な知見を提供します。あわせて、会場内で最近の住宅防火グッズ等の展示を行います。

### 4. その他

過去の開催実績も含め、消防庁ホームページでもご覧になれます ([http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou\\_contents/news/pdf/01\\_zisseki.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/news/pdf/01_zisseki.pdf))。

今年度も、多くの方のご参加をお待ちしています!

**「消したかな」あなたを守る 合言葉  
~住宅用火災警報器を設置しましょう~**



## 昨年度のシンポジウム模様



会場の様子(旭川市)



パネルディスカッション(岐阜市)



基調講演(川崎市)



住宅防火グッズ等の展示(大阪市)

## 平成22年度 消防防災科学技術研究 推進制度採択課題 の公表

消防技術政策室

### 消防防災科学技術研究推進制度について

「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防防災科学技術について革新的かつ実用的な技術へ育成するとともに、利活用するような研究開発について、大学、民間企業、研究機関、消防本部など産学官において研究活動に携わる者等から幅広く募るために平成15年度より創設した制度です。

平成15年度から平成21年度までに終了した研究開発課題は65件あり、このうち2件が産学官連携功労者表彰（総務大臣賞）を受賞したほか、最近では「高圧水駆動



高圧水駆動によりコンクリート片を切断



冷却水により火花の飛散量を大幅に抑制

カッター」がこの制度の成果を生かして実用化されました。

### 「高圧水駆動カッター」

高圧水駆動カッターは、高圧水が持つエネルギーを高圧水駆動モーターで回転運動に変換し、切断刃には火花の少ないダイヤモンド切断刃を採用しました。さらに、切断刃に冷却水を掛けることで、火花の飛散量を大幅に抑制しています(写真参照)。

### 平成22年度の公募状況及び採択結果について

平成22年度の新規公募課題については、47件の応募があり9件を採択しました。内訳は次のとおりです。

- ①火災等の災害に対する消防防災活動や予防業務等における消防機関等のニーズを反映したもの  
(現場ニーズ対応型) 1件
- ②資機材等の開発や手法(システム、機材)の開発に関し、あらかじめ設定した課題を対象としたもの  
(テーマ設定型) 4件
- ③消防防災全般を対象とした研究 4件

また、平成20年度及び21年度からの継続課題について

は、19件の研究課題の継続を承認しました。

なお、審査は「消防防災科学技術研究推進制度評価会」において、特に消防防災が直面する課題の解決や社会的な波及効果に重点を置いて行いました。

	採択件数 / 応募件数	競争率	代表研究機関の属性
平成22年度	9件 / 47件 (①1 ②4 ③4) (①1 ②18 ③28)	5.2倍	大学7件、民間機関2件

①、②、③は上記テーマ分類の番号を示す。  
(新規採択課題は一覧表のとおり)



## 平成22年度の新規採択課題

研究課題名	代表者所属機関名	代表者氏名	研究内容
○圧縮空気泡を用いたアルミニウム火災の消火に関する研究	株式会社モリタ (東近江行政組合消防本部)	坂本 直久	水系消火剤は、金属火災の消火に不適であるとされるが、圧縮空気泡を用いることで消火が成功した事例があることから、規模火災の消火実験などを通じて消火メカニズムを解明し、消火の有効性と危険性を評価する。
災害現場における水分補給法の確立とその活用システムの構築	神奈川県立保健福祉大学 (横須賀市消防局)	鈴木志保子	災害活動時における熱中症予防のため、脱水の予防と体内深部温の上昇スピードの遅延を図ることができる水分補給法を確立する。又、災害現場で活用できる製氷設備等の機材の選定、調達、設置、改良を行い、現場における効果検証等を行う。
円形断面クローラ駆動機構により迅速な探査活動を行う移動装置の開発	大阪大学	多田隈健二郎	クローラ全体を横回転させることができる、円形断面やクローラ駆動機構を持つ移動装置の実用化に向け、フリッパーアームの搭載や探査作業の評価試験・耐久試験などを実施する。
○メディカルコントロール体制における救急業務の安全性・確実性の向上に関する研究	広島大学 (広島市消防局)	谷川 攻一	喉頭内が見視認できるビデオ喉頭鏡を救急活動で活用することができるようにし、モデル地区での検証を行うことによりシミュレーション教育カリキュラム及び病院実習カリキュラムを作成する。
○災害時の倒壊構造物の安定化のためのショアリング基本構造の理論的研究	豊橋技術科学大学 (香南市消防本部)	足立 忠晴	災害時の建物の二次倒壊を防止し建物を安定化させるショアリング活動に関し、耐荷重の低下を防ぐ支柱構造の検討や、ショアリングのための基本構造の検討、ショアリング構造の補強方法について、応力解析や実証実験を行う。
○石油タンクの底部鋼板の腐食劣化状態をタンクの外部から評価する手法の開発	千代田アドバンス・ソリューションズ株式会社 (周南市消防本部)	日置 輝夫	準特定屋外タンク貯蔵所における基準適合確認に際して、タンクを解放せずに底部の板厚評価を行うための超音波法を用いた検査技術を確認し、実運用方法を策定する。
防火服の熱ストレスと動作性評価の標準テスト開発	九州大学 (東京消防庁、福岡市消防局)	栃原 裕	消防隊員が火災現場などの危険な任務を行う際に着用する消防用防火服について、選定や改善を容易に行うことができるよう、熱ストレスや動作性評価のための標準テスト法を開発する。
◎消防隊員のストレスマネジメント支援システムの開発	筑波大学 (厚木市消防本部)	松井 豊	携帯電話を用い、消防職団員が大惨事に遭遇した場合のスクリーニング問診と日常的なストレスを定期的に把握する問診を統合したシステムを開発する。
救急車内傷病者用輸送ベッドの免震装置の開発	福井大学	新谷 真功	救急車内の傷病者に対し、タイヤの振動及びカーブを曲がるときの遠心力が伝わらないよう、搬送用ベッドの免震装置を開発する。

※◎現場ニーズ対応型

※○テーマ設定型

※( )内の消防機関は共同研究機関として参加しているもの

## 平成21年中の 危険物に係る事故の概要

### 危険物保安室

消防庁では、毎年、全国で発生した危険物に係る事故の概要を取りまとめ公表しています。

#### ○ 危険物施設における事故発生件数

平成21年中(平成21年1月1日～12月31日)の火災及び流出事故件数は522件(駿河湾を震源とする地震による流出事故1件を除く。前年560件)で、前年に比べて38件の減と、2年連続で減少しました。これは、近年の事故防

止への取組のあらわれと考えられます。しかしながら、その件数は、近年最も少なかった平成6年を中心とした5年間(平成4年から平成8年)の平均331件の約1.6倍と、依然として高い水準にあります。

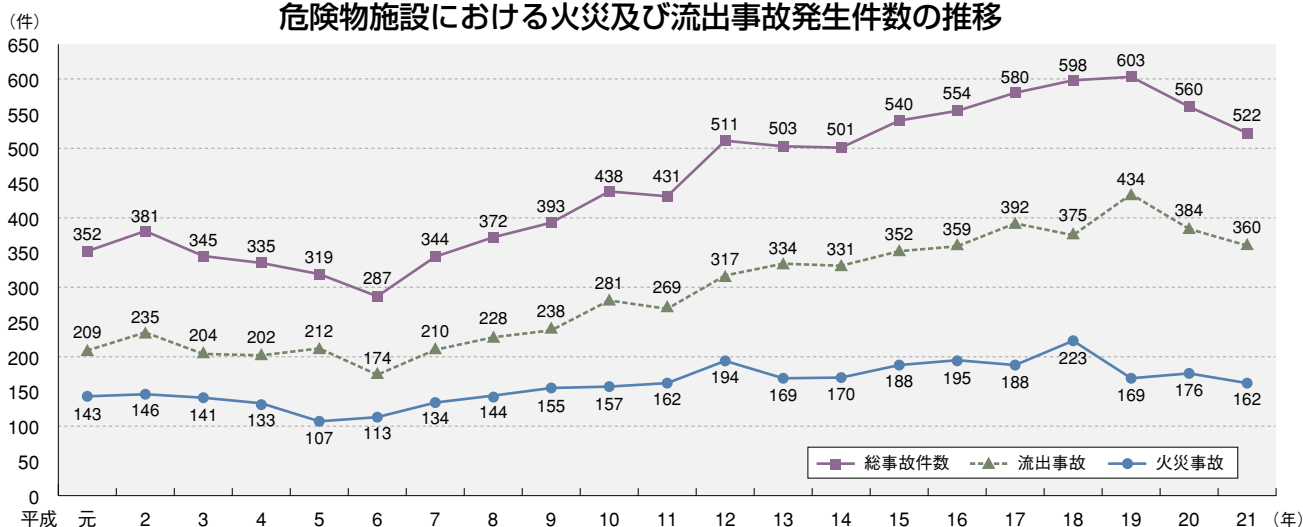
#### ○ 事故の発生原因

火災事故発生原因の上位は、「維持管理不十分」が45件(28%)、「操作確認不十分」が29件(18%)など人的要因によるものが103件(64%)と大半を占めています。一方、流出事故発生原因の第一位は、「腐食等劣化」が109件(30%)であり、引き続きハード、ソフトの両面から事故防止対策に取り組んでいく必要があります。

詳しくは、消防庁ホームページをご参照ください。

〈リンク先〉 [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220528\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220528_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)

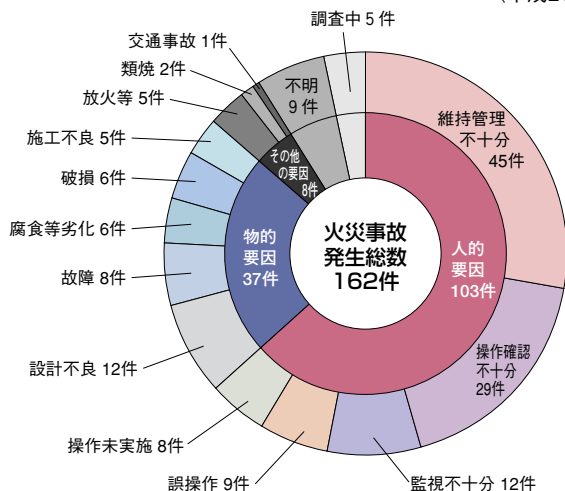
#### 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



※ 事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度6弱以上(平成8年9月以前は震度6以上)の地震により発生した事故件数を除いている。

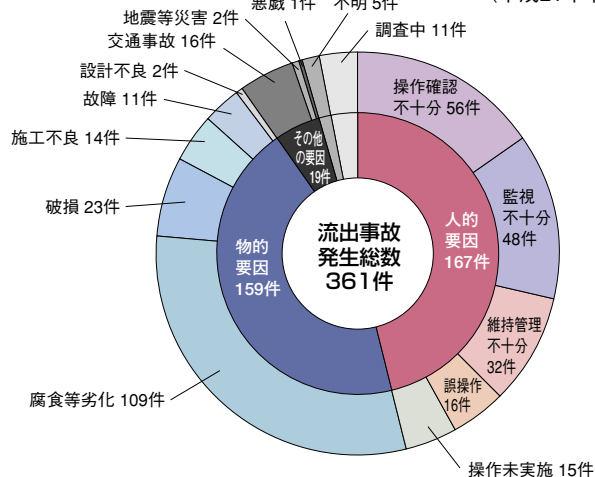
#### 危険物施設における火災事故発生原因

(平成21年中)



#### 危険物施設における流出事故発生原因

(平成21年中)



※ 駿河湾を震源とする地震による事故件数1件を含む。



# 平成22年度 総合防災訓練大綱

## 応急対策室

中央防災会議が本年4月21日に開催され、「平成22年度総合防災訓練大綱」が決定されました。

大綱では、防災訓練を通じて防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認を行うとともに、これと併せて、昨今の社会状況等を踏まえ、より多くの国民が防災意識を高めることができるよう、訓練を実施する際の基本的な考え方が示されています。

政府は、大綱に基づき、平成22年度は9月1日の「防災の日」に、内閣総理大臣を始め全閣僚が参加して、東海地震と東南海・南海地震が連動して発生した場合を想定し、関係地方公共団体及び指定公共機関等と連携して、災害発生時の地震災害応急対策の実施体制の確保等を図る訓練を実施することとしています。

なお、現地訓練として東海地震を想定した静岡県総合防災訓練と連携し、消防、警察、海上保安庁及び自衛隊等による大規模な地震防災応急対策・地震災害応急対策訓練を実施することとし、さらに、首都直下地震を想定した九都県市合同防災訓練と連携し、実動省庁等による地震災害応急対策訓練を実施することとしています。また、10月には直下型地震を想定した近畿府県合同防災訓練と連携して、地震災害応急対策訓練を実施することとしています。

このほか、10月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波を想定し、国土交通省が計画を作成し、関係地方公共団体等と連携して、地震津波防災応急対策・地震津波災害応急対策現地訓練を実施することとしています。さらには、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における事故を想定して、経済産業省及び文部科学省が共同で計画を作成し、地方公共団体等と関係閣僚が参加して原子力防災訓練を実施することとしています。

平成23年1月には、首都直下地震を想定し、首都直下地震応急対策活動要領等に基づき、有明の丘基幹の広域防災拠点施設において、緊急災害現地対策本部の業務について政府総合図上訓練を実施することとしています。

### 平成22年度総合防災訓練大綱の骨子

#### 1 防災訓練の目的

- ・防災組織体制の機能確認と評価及び実効性の検証
- ・国民の防災意識の高揚と知識の向上
- ・防災担当者の研鑽・啓発

#### 2 防災訓練実施に当たっての基本方針

- ・実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価
- ・国の積極的訓練支援等
- ・災害被害を軽減する国民運動に寄与する防災訓練の工夫・充実
- ・年度を通じた計画的訓練の推進

#### 3 政府における総合防災訓練等

- ・地震を想定した総合防災訓練
  - 「防災の日」政府本部運営訓練  
東海地震と東南海・南海地震が連動して発生した場合を想定し、内閣総理大臣、全閣僚が参加して行う政府本部運営訓練として  
政府本部運営訓練  
情報収集・伝達に関する訓練
  - 現地訓練として  
静岡県総合防災訓練と連携した訓練  
地震防災応急対策訓練  
地震災害応急対策訓練  
広域医療搬送訓練  
政府調査団の派遣  
九都県市合同防災訓練と連携した訓練  
地震災害応急対策訓練  
政府調査団の派遣  
近畿府県合同防災訓練と連携した訓練  
地震災害応急対策訓練  
政府調査団の派遣
  - 津波防災総合訓練  
地震津波防災応急対策訓練  
地震津波災害応急対策現地訓練  
政府調査団の派遣
- ・原子力災害を想定した訓練
- ・災害応急対策を担当する職員を対象とした訓練
- ・その他各種災害を想定した訓練

#### 4 地方公共団体等における防災訓練等

- ・地域の実情に応じた訓練
- ・住民が防災を考える機会の提供
- ・地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進
- ・防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進
- ・ボランティア団体等との可能な連携
- ・災害時要援護者の避難支援訓練

# 平成22年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成22年春の叙勲伝達式（5月10日(月)、ニッショーホール）、第14回危険業務従事者叙勲伝達式（5月13日(木)、日本青年館）並びに平成22年春の褒章伝達式（5月14日(金)、総務省講堂）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々です。また、褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動及び消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々、並びに災害現場において自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方々です。それぞれの受章者数は、春の叙勲578名、第14回危険業務従事者叙勲619名及び春の褒章77名です。

伝達式終了後、受章者及び配偶者は皇居において、天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

なお、消防関係者の勲章・褒章別受章者数は次のとおりです。

## 平成22年春の叙勲

瑞宝小綬章	41名
旭日双光章	3名
瑞宝双光章	109名
瑞宝単光章	425名

## 第14回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	489名
瑞宝単光章	130名

## 平成22年春の褒章

紅 綬	2名
黄 綬	2名
藍 綬	73名



春の叙勲伝達式において代表受領される河合雅雄氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される山口隆生氏



春の褒章伝達式において代表受領される前田勝氏



## 第4回緊急消防援助隊全国合同訓練の結果

### 応急対策室

平成22年6月4日、5日の両日、愛知県知多市において、第4回緊急消防援助隊全国合同訓練を実施しました。これまで第1回、第2回緊急消防援助隊全国合同訓練は東京都、第3回は東海地震を想定し静岡県において実施しており、第4回緊急消防援助隊全国合同訓練は、想定地震を東南海・南海地震とし、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づく参集及び活動体制等について総合的に検証を行いました。

#### 1. 日時

平成22年6月4日(金) 8時00分から  
6月5日(土) 12時00分まで

#### 2. 場所

##### (1) 部隊運用訓練会場

愛知県知多市新舞子地先 名古屋港南5区

##### (2) 野営訓練会場

第1会場 愛知県知多市緑浜町 新舞子マリンパーク  
第2会場 愛知県知多市緑町 知多市運動公園広場  
第3会場 愛知県知多市緑町 ふれあい広場



参集訓練での車列

#### 3. 参加部隊等

各都道府県緊急消防援助隊及び愛知県内消防部隊

- (1) 陸上部隊参加数 398隊
- (2) 航空部隊参加数 13隊  
計411隊 2,138人
- (3) 防災関係機関  
自衛隊、海上保安庁、愛知県内医療機関

#### 4. 主催

総務省消防庁

#### 5. 共催

全国消防長会、愛知県、愛知県消防長会

#### 6. 主な訓練の内容

##### (1) 参集訓練

6月4日に実施された参集訓練では、各都道府県から、消防車両、消防ヘリコプターが一般道路、高速道路、海路、空路を用いて愛知県入りし、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を踏まえた参集訓練を実施しました。今回の参集訓練では、各都道府県隊の1日の移動距離をおおむね400kmと設定し、各都



C-130輸送機による空輸(小牧基地)



夜間訓練「木造家屋倒壊事故救出訓練」



河野長官による激励巡視

道府県を当日参集可能隊と当日参集不可能隊に分け、当日参集不可能隊となった23道府県隊は神奈川県、静岡県、岡山県、京都市の各消防学校を前進拠点とし、6月3日から各施設にて前泊（野営）を行い6月4日に愛知県入りしました。

また、福岡県隊の救助工作車Ⅳ型については、航空自衛隊と連携し福岡県春日基地から愛知県小牧基地までC-130輸送機による空輸を実施しました。

今回の訓練の特色としては、参集訓練にもブラインド型の訓練を取り入れたことです。各都道府県隊は進出拠点において指示を受けるまで出動場所、訓練項目が明らかにされず、各部隊は指示書を受け取り、簡単なミーティングを行った後に現地（夜間訓練・野営訓練）へ向かう、実戦さながらの参集訓練を実施しました。

## (2) 消防応援活動調整本部運営訓練

6月4日の地震発生直後の8時から16時までを第1部、夜間訓練開始の17時から20時までを第2部として消防応援活動調整本部運営訓練（以下「調整本部運営訓練」という。）を行いました。また、調整本部運営訓練と連動して、消防庁消防防災・危機管理センターにおいても図上訓練を実施し、各都道府県との各種報告等の送受信、動態情報システム等の実効性について検証しました。さらに、5日の部隊運用訓練会場においても8時30分から11時30分まで調整本部運営訓練を実施しました。

この訓練は、発災から緊急消防援助隊の要請、調整本部の設置、指揮支援部隊長の到着、災害情報に基づく部隊の適正配置等の一連の流れを実施することにより、受援県・被災市、指揮支援部隊長等が相互に連携し

て行う調整本部の運営及び応援部隊への連絡手段等について検証しました。

## (3) 長官激励巡視

今回の訓練では野営訓練会場を3か所設け、411隊の参加部隊が野営訓練を実施し、河野栄消防庁長官と新井雄治全国消防長会会長が各野営訓練会場において各都道府県隊の激励巡視を行い、河野長官から野営訓練に必要な資機材の整備状況、食事等について隊員に質問する場面も見られました。

## (4) 部隊運用訓練

多種多様な災害を想定した訓練項目を設定し、各指揮支援隊及び各都道府県隊に対し、訓練想定を明らかにしないブラインド型の訓練を実施しました。

また、参集してからすぐに現場活動を行う夜間訓練、各訓練項目の活動時間を確保するための同時並行型の訓練、各訓練項目ごとの活動隊を複数の都道府県で編成し自衛隊、海上保安庁、DMAT等、関係機関との連携強化を図る訓練を実施しました。

部隊運用訓練の具体的な項目については、次のとおりです。

### 【平成22年6月4日(金) (夜間訓練)】

- ア 木造家屋倒壊事故救出訓練
- イ 土砂災害救出訓練

### 【平成22年6月5日(土)】

- ア 先行調査初動対応訓練
- イ 消防応援活動調整本部運営訓練
- ウ 指揮支援本部運営訓練
- エ 木造家屋倒壊事故救出訓練





ビル倒壊事故救出訓練



危険物火災対応訓練



列車脱線事故救出訓練



DMATとの連携訓練

- オ 毒・劇物災害対応訓練
- カ 危険物火災対応訓練
- キ 多重衝突事故救出訓練
- ク ビル倒壊事故救出訓練
- ケ 橋梁倒壊事故救出訓練
- コ 津波漂流者救出訓練
- サ 地下街崩壊事故救出訓練
- シ トンネル崩壊事故救出訓練
- ス 列車脱線事故救出訓練
- セ 燃料補給車運用訓練
- ソ 大規模火災消火訓練
- タ ヘリコプター空中消火訓練

## 7. おわりに

緊急消防援助隊は、平成22年4月1日現在で4,264隊が登録されており、大規模災害等の発生時には、その機動力を最大限に発揮し、迅速かつ効果的な活動を行うことが期待されています。そして、各部隊の技術の向上及

び指揮活動能力の向上を図るため、地域ブロック合同訓練については毎年、全国合同訓練については5年ごとに実施しています。

今回の全国合同訓練は、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づく出動体制及び受援体制について総合的に検証を行い、訓練内容についても、全国合同訓練では初めてとなる完全なブラインド型の訓練を参集、野営、調整本部運営訓練、部隊運用訓練とすべての項目に盛り込み、実戦さながらの訓練を実施しました。

消防庁としましては、今回の訓練を通じて得た多くの教訓を踏まえ、今後、より迅速な参集体制の確立及び連携活動能力の向上等を目標に、緊急消防援助隊のさらなる充実・強化に努めていきます。

最後になりますが、この度の訓練に際しまして、全国消防長会、愛知県、愛知県消防長会並びに参加各消防本部及び関係機関の皆様にご支援、ご協力いただき無事終了しましたことを深く感謝申し上げます。





NAGANO



長野県 松本広域消防局  
消防局長 中沼 博史

## アルプスの風さわやかに やさしく豊かにのびゆくふるさと

信州松本地域は長野県のほぼ中央に位置し、北アルプスと国宝松本城に象徴される松本市を中心とした、自然豊かで魅力ある3市5村で構成する地域です。

人口約43万人、総面積は約1,869km<sup>2</sup>で、長野県の総面積の約14%を占め、四国の香川県とほぼ同じ広さです。特に松本市は今年3月、近隣の波田町と新たに合併し、県下最大の市域を持つ広さとなりました。



上高地  
(河童橋から穂高連峰を望む)

3市のうち、松本市、塩尻市はそれぞれ市制施行100年、50年を経た円熟都市として、また安曇野市は平成17年の「平成の大合併」により5つの町村が合併して誕生した新しい市です。



安曇野の田園風景  
(長峰山から安曇野を望む)

これら3市を中心に、周辺の5村がしっかりと脇を固め、8市村一体となった広域行政を展開しています。

また、この地域は観光資源が豊富で、中部山

岳国立公園の代表的な景勝地である「上高地」をはじめとし、歴史的町並みの「奈良井宿」、風光明媚な「安曇野」は、毎年多くの観光客が訪れ、賑わいをみせています。

## 広域常備消防体制の充実

現在、松本広域消防局は、1本部12署4出張所、393人の職員体制で、住民の安全安心の確保に努めています。

平成5年に3つの消防本部を統合し広域消防局を発足して以来、平成11年には一部事務組合から広域連合へ制度上の移行を図りました。発足以来17年が経過した今では「限りなく単独消防本部に近い状態」で効率的な運営がされている消防本部であると自負しています。

また平成18年度からは、耐震基準に満たない5か所の消防庁舎について、3年計画で耐震化工事の実施や非常用自家発電設備を設置するなど、大規模震災時の拠点施設として消防庁舎の機能充実を図りました。

## より高度な消防サービス提供を目指して

当消防局では、より高度な消防サービスの提供を目指し、固定電話や携帯電話等、GPSによる位置情報通知システムを導入するなど、通信指令システムの機能を充実させ、出場指令の迅速・的確性を高めるとともに、住民への災害情報の提供などインターネットを活用した住民サービスの向上に努めています。



災害通報システム説明会の様子

また、住民や福祉団体等の要望を踏まえ、聴覚障害者を対象とした災害通報システムを独自に構築し、関係市村と連携を図りながら災害弱者への消防サービスの向上にも努めています。

## おわりに

現在、長野県においても県内を二つの消防本部体制とする「長野県消防広域化推進計画」に基づく協議が行われています。当消防局も中农信消防広域化協議会の一員として、将来の消防本部の「あるべき姿」について協議しています。

超少子高齢型人口減少社会を迎え、全国的にも地域活力の衰退が懸念されているところではありますが、「アルプスの風さわやかにやさしく豊かに伸びゆくふるさと」をスローガンとしたこの地域は、住民の皆様が安心し、誇りを持って暮らしていくことができる消防体制づくりを、今後も地域住民と一体となって進めていきます。



## スキルUPセミナーを開催

### 茅ヶ崎市消防本部

茅ヶ崎市消防本部は6月3日、危険物安全週間に合わせ、消防設備製造メーカーの宮田工業株式会社の施設において、「危険物施設で働く人のスキルUPセミナー」を開催しました。これは、自主保安体制の向上のために、危険物施設を保有する事業所の従業員を対象として開催されたもので、市内21の事業所、34名の関係者が参加しました。セミナーでは、法令の解説、事件事例の紹介、DVD放映、危険物の引火実験、消火器を用いた消火研修などが行われ、参加者は熱心に取り組んでいました。



消火器を用いた消火研修を行う参加者

## 支援隊連携出動に備えた合同救急訓練

### 恵那市消防本部

恵那市消防本部は5月17日・18日、合同救急訓練を行いました。これは、支援隊連携出動のある岩村署、明智署、上矢作分署の三署のある恵那市南部において発生したC P A事案における支援隊連携出動に備え合同で行われたもので、傷病者救命率の向上を図るため、現場活動をより円滑に実施できるよう活動要領等の確認を目的とした救急訓練を実施しました。訓練により、支援隊出動における懸案事項等もいくつか挙げられ、今後より一層現場活動の円滑化が図られるよう検討しました。



支援隊連携出動に備えて行われた合同救急訓練

## 消防通信

## 望

## 楼

## ぼうろう

## 園児とともに「火の用心 鯉のぼり」を製作

### 奈良市消防局

奈良市消防局は4月28日、管内にある幼年消防クラブに属する保育園の園児と一緒に、幼年期における防火意識の育成を図るために、「火の用心 鯉のぼり」を作成しました。園児たちはひ鯉とま鯉のウロコに防火の心を込めて色を塗り、出来上がった鯉のぼりに住警器ワッペンを貼り、空高く掲揚しました。その後、「おうちに住宅用火災警報器をつける」ことや「使い捨てライターでの火遊びによる火災の注意」について教わり「僕たち、私たちが、絶対に火遊びはしません。」と宣誓しました。



園児たちと一緒に作った「火の用心 鯉のぼり」

## 梅雨期に備えて水防訓練を実施

### 八女消防本部

八女消防本部は6月2日・3日の二日間、若手職員を対象に水防訓練を実施しました。訓練は水防工法技術、指導力の向上を目的としたもので、土のう作成、杭の打ち込み方など水防資器材の取扱要領説明を受けた後、増水により堤防から水が溢れ出したとの想定で、越水防止対策の改良積み土のう工法、洗掘・決壊対策のシート張り工法を行いました。昨年、管内でも豪雨が発生し、床下浸水や崖崩れの被害を受けこともあり、今年は、水災を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため技術の習得に取り組みました。



決壊対策のシート張り工法を実施する若手職員

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】





# 消防大学校だより

## 幹部科第20期

消防大学校では、消防本部の中核を担っている消防司令の階級にある職員を中心に、「消防に関する高度な知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成すること」を目的として、今年度も「幹部科」を5期(第20期～第24期)行います。

幹部科第20期は、新年度に入ったばかりのまだ桜の残る4月8日から5月27日まで、21名により実施しました。

学生は、昨年11月からのeラーニングによる事前教育を修了したのち、50日間に渡る全寮制の集合教育を終え、全員が無事卒業しました。

幹部科のeラーニング教育は、平成18年度に導入し

たインターネットによる通信教育で、消防の基礎的な教育を入校前に行うことで、入校後の集合教育のレベルを高めています。

本科では、入校後、消防法制の改正点、最新の消防行政の動向、危機管理、部下指導の講義や総務省消防庁の消防防災・危機管理センター視察等のほか、大規模地震等に対する消防組織の運営手法や緊急消防援助隊の受援・応援要領等に関する実践的な訓練を行い、上級幹部として必要な知識、能力及び技術を総合的に修得しました。

特に実科訓練は、災害時の指揮本部を想定し、各学生



図上訓練



指揮シミュレーション訓練



海上災害防止センターでの消火訓練



報道対応演習



が実際に大隊長・作戦担当・無線担当として活動するなど、熱のこもった訓練となりました。

このほか、複雑多様化・大規模化する災害に対し、的確な指揮活動が行えるよう、図上訓練や指揮シミュレーション訓練等を行い、対応方法や関係機関との連携につ

いて学びました。

これら消防大学校で修得した幅広い知識・技術を発揮し、地域の安心・安全のために、更なる活躍を期待しています。

## 新任消防長・学校長科(第9期)

平成22年4月19日から4月30日まで、新任消防長・学校長科(第9期)を実施しました。当科は「従前消防吏員でなかった者」に対して、消防本部・消防学校のトップとして必要な知識及び能力を修得させることを目的としています。第9期となる今回は、北海道から香川県までの新任消防長15名が12日間の研修に臨みました。

研修では、河野栄消防庁長官を始めとする消防庁幹部による最新の消防行政の動向に関する講義、新井雄治全国消防長会会長による消防長の役割に関する講話、東京消防庁の協力による火災想定の大隊訓練、指揮シミュレーション訓練等を通じて、消防本部のトップとしての職責と心構えについて認識を深めました。

今年度は、消防行政における各種課題に対して消防長として取り組むべき具体的対応策等について、自らの考えをまとめレポートとして提出する課題研究の時間を設けました。各学生は短い期間の中で課題研究に積極的に取り組み、レポートには消防大学校での講義内容と行政職として培ってきた経験等を踏まえ、課題解決に向けた建設的な意見と新任消防長としての決意、意気込みがま



実科訓練(東京消防庁の協力による火災想定の大隊訓練)

とめられていました。

教育訓練を終えた学生からは、「消防業務の重要性、消防長としての職責の重さをあらためて痛感し、充実した研修であった。」等の意見が寄せられました。

今後、これまでの職歴、経験に加え、消防大学校で学んだ知識を活かし、消防本部のトップとして、地域の安心・安全の確保に向けた活躍を期待しています。



指揮シミュレーション訓練



視察研修(東京消防庁航空隊)



## 9月1日は防災の日です 防災訓練に参加しましょう ～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

### 応急対策室

我が国では、毎年のように地震、台風、集中豪雨などの自然災害が発生し、各地で多くの被害が出ています。なかでも、平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、6,434人の犠牲者を出し、私たちに災害の恐ろしさや多くの教訓を残しています。最近では、昨年7月の中国・九州北部豪雨、今年2月のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波など多くの自然災害が発生し、我々の日常生活を脅かしています。

さらに、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震という大規模地震発生への切迫性が指摘されています。

このような状況の下、被害を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが災害に対する正しい知識を身につけ、いざという時に落ち着いて的確な行動をとることが重要であり、そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティ等で行われる防災訓練に積極的に参加することが効果的です。

防災訓練では、被害想定に基づいた避難訓練、初期消

火訓練、応急救護訓練、地震体験など、実践的な対応を経験することにより、一人ひとりが災害に備えての対策を身につけることができます。特に、いつ起こるかわからない地震に対する備えは、常日頃からの防災訓練等によって培われるものといえます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、防災行動力を身につけましょう。

\*防災訓練の日程は地域によって異なりますので、詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせください。

地域で行われる防災訓練へは“いざという時どうするか”という心構えで参加・体験し、家族みんなですべて防災について話し合ひましょう。

### 防災について話し合いの要点チェック

- 非常持出品の準備、避難場所までの順路など、避難するときの確認事項
  - ・次の物は用意しましょう：現金、救急箱、懐中電灯、ライター、電池、毛布、食品、ラジオ等
- 消火器の正しい使い方などの習得、冷静に火災を防ぐこと
  - ・消火器は初期消火に有効です。炎が天井へ届く前に消防署へ通報し避難しましょう。
- 正しい情報の入手方法
  - ・携帯電話、インターネット、ラジオ（電池を確認し用意しましょう。）、防災行政無線等
- 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法
  - ・料理で使うビニールラップは止血にも効果的です。また消防署では救命講習会を実施しています。
- 地域住民等で協力して行う救出活動の方法
  - ・バール、のこぎり、スコップ、自動車のジャッキ等は、瓦礫下からの救出に有効です。
- 避難前の安全確認
  - ・停電から復旧した時に通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めましょう。
- 家族や近隣の人々の安否を確認する方法
  - ・災害用伝言ダイヤル（171）等を活用しましょう。毎月1日や防災週間等に体験利用できます。
- 家具の転倒防止など、自分たちでできることの確認
  - ・自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る、という意識のもと生活しましょう。



# 外出先での地震への対処

## 防災課

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をすることが極めて重要です。そのためには、皆さんが地震について関心を持ち、いざというときに落ちついて行動できるよう、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

今回は、特に外出先での地震への対処について取り上げてみます。

### 1 住宅地

**強い揺れに襲われると、住宅地の路上には落下物や倒壊物があふれます。**

- ・住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離れましょう。
- ・電柱や自動販売機も倒れてくる場合がありますので、そばから離れましょう。
- ・屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダに置かれているエアコンの室外機、ガーデニング用のプランターなどが落下してくる場合があります。頭の上も注意しましょう。

### 2 オフィス街・繁華街

**中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などが落下してくる危険性があります。**

- ・オフィスビルの窓ガラスが割れて落下すると、広範囲に拡散します。ビルの外壁や貼られているタイル、外壁に取り付けられている看板などが剥がれ落ちることもあります。鞆などで頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。
- ・繁華街では、店の看板やネオンサインなどの落下物・転倒物による危険が特に高くなるため、強い揺れに襲われた際には十分注意しましょう。



### 3 海岸・川べり

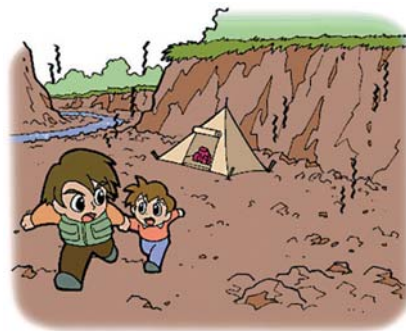
**海岸や川べりで強い揺れに襲われたら、一番恐ろしいのは津波です。避難の指示や勧告を待つことなく、直ちに避難しましょう。**

- ・強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸や川べりから離れ、急いで高台や津波避難場所、津波避難ビルなどの安全な場所へ避難しましょう。
- ・ラジオなどを持っている場合は、津波情報を聞きましょう。
- ・津波は繰り返します。第1波が小さくても後から来る波の方が高い場合があるので、しばらく避難を継続しましょう。

### 4 山・丘陵地

**落石に注意し、急傾斜地など危険な場所から遠ざかりましょう。**

- ・山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、早めに避難するほか、市町村の避難指示等に従い、直ちに避難しましょう。



### 5 自動車の運転中

**急ブレーキを踏めば予想外の事故を引き起こすことにつながります。**

- ・道路の左側か空地に停車し、エンジンを止めましょう。
- ・カーラジオで災害情報を聞きましょう。
- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従いましょう。
- ・避難するときは、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、徒歩で避難しましょう。

# 危険物施設における事故防止

## 危険物保安室

### ○平成22年度危険物事故防止アクションプランに基づいた事故防止対策

近年、危険物施設における火災及び流出事故件数は平成6年を境に増加傾向にありましたが、平成21年中に発生した火災及び流出事故件数は、前年より38件少ない522件となり、2年連続で減少しました。

しかしながら、その件数は平成6年を中心とした5年間の平均331件の約1.6倍と、依然高い水準にあり、事故防止対策を推進する必要があります。

この取組の一環として、危険物関係業界団体、消防関係行政機関等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会」において、危険物施設における事故原因の傾向等を踏まえ、「平成22年度危険物事故防止アクションプラン」を取りまとめ、全団体・機関で取り組む重点項目を定めました。

### 重点項目

危険物施設における事故の件数を減少させるためには「業種を超えた事故の情報の共有」を図り、同様の事故をできるだけ減らしていくことが重要です。

また、最近の事故の状況を考慮し、次の項目を重点として事故防止対策を講ずる必要があります。

### 1. 日常点検の推進

日常点検の重要性を改めて周知するとともに、日常点検の際に、異常を見逃さない技術の伝承を推進することが重要

### 2. 保安教育の充実

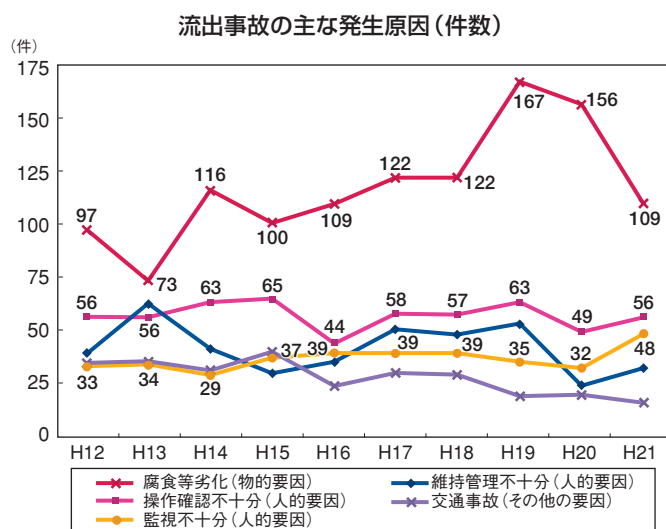
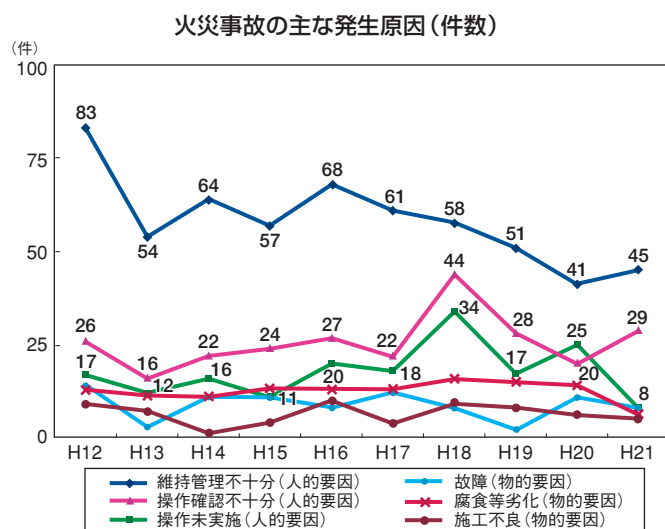
新人職員、ベテラン職員、関連会社の職員（協力員）に対応した保安教育の実施及びその内容が十分に身に付いたかどうかを確認するための効果測定の実施を推進することが重要

### 3. 経年劣化による流出事故防止対策の推進

老朽化したタンク、配管等を流出事故が発生する前に補修又は取り替える等の流出事故防止対策を推進することが重要

危険物施設における事故防止を図るためには、官民一体となり事故防止対策を自主的、積極的に推進していくことが重要であり、「平成22年度危険物事故防止アクションプラン」に基づいた取組が推進されることを期待します。

※文中の事故件数については、震度6弱以上の地震により発生した件数を除しています。





## 5月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第201号	平成22年 5月11日	社団法人全国消防機器協会会長 日本消防検定協会理事長 登録認定機関の長	消防庁予防課長	消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について（依頼）
消防救第217号	平成22年 5月14日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	救急搬送サーベイランスシステムによる新型インフルエンザ感染疑い患者の搬送に関する報告の一時休止及び熱中症による救急搬送人員数等の調査について（依頼）
消防予第216号	平成22年 5月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「平成22年度住宅防火対策推進シンポジウム」の開催について
消防予第221号	平成22年 5月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁予防課長	建築確認手続き等の運用改善に伴う消防同意事務の取扱について
消防予第223号	平成22年 5月24日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の普及率調査について
消防消第129号	平成22年 5月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	平成21年度消防職員委員会の運営状況及び消防職員委員会の運営に関する留意事項について
消防危第112号	平成22年 5月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成21年中の危険物に係る事故の概要について
消防応第171号	平成22年 5月28日	東京消防庁・指定都市消防本部警防担当部長 緊急消防援助隊 代表消防機関消防長	消防庁応急対策室長	緊急消防援助隊動態情報システム可搬型端末機器の保守点検及び運用訓練について
消防災第247号	平成22年 5月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	風水害対策の強化について（通知）

## 広報テーマ

7 月		8 月	
①台風に対する備え	防災課	①防災訓練への参加の呼びかけ	応急対策室
②住民自らによる災害への備え	防災課	②外出先での地震の対処	防災課
③石油コンビナート災害の防止	特殊災害室	③危険物施設等における事故防止	危険物保安室
④火遊び・花火による火災の防止	予防課		